

平成 19 年度定期総会

2007 年 5 月 29 日 (火) 午後 12 時 30 分 弁護士会館クレオ

平成 18 年度決算・平成 19 年度予算 (案) を可決

◆◆本年度の会務執行方針◆◆

憲法問題について

「憲法改正手続法」が成立したのをうけて、施行までの3年の間に、憲法改正権者は主権者である国民であるとの視点にたつて、真に国民の意思を反映した国民投票ができる法律にすべく、参議院での附帯決議の事項にとどまらず、抜本的な見直しながされることを強く要請する会長声明を行った。

日弁連の第48回人権擁護大会（鳥取）での宣言を踏まえた憲法擁護の活動に一層積極的に取り組んでいかなければならない。当会は、憲法問題について、より全会的な取組みを強化するとともに、強制加入団体である弁護士会の立場を十分に踏まえつつ、平和主義・自衛権・国際貢献等の重大かつ困難な問題を含む今後の憲法改正問題に対してどのように対処していくのかについての会内合意のあり方等を検討し、追求していかなければならない。

弁護士人口と業務基盤拡大への取組み

今年は「2007年問題」の年であり、現・新60期で約2200名もの弁護士が誕生する弁護士急増時代の幕開けの年である。社会の法的ニーズの量と質を調査し、必要とされる弁護士の数と質を検証する必要がある、このような検証を抜きにした増員には反対である。一方弁護士偏在・過疎解消に向けての積極的な取組みは、弁護士・弁護士会にとっての大きな社会的責務であり、成果と社会的な評価を得なければならない。そして弁護士の業務基盤の確立に向けての積極的な取組みの必要性がますます大きくなっている。「弁護士紹介センター」の対外的なPRに努め、日弁連の弁護士業務総合推進センターでのさまざまな取組みの成果を積極的に取り入れるとともに、嘱託弁護士による弁護士研修制度の充実強化を図る。

日本司法支援センターと2009年対応問題について

日弁連の第57回定期総会（岡山）での「司法改革実行宣言——司法アクセスの更なる拡充と公的弁護対応態勢確立のために」を踏まえて、市民のさまざまな法的ニーズに対する取組みを一層強化していかなければならない。昨年10月に業務を開始した日本司法支援センター（法テラス）に対して、本年度も、スタッフ弁護士の養成等を含むさまざまな形での積極的な協力支援を行い、問題の解消を図りつつ「弁護士の職務の独立性」に最大限留意して「法テラス」の充実発展を支えていく必要がある。

被疑者国選弁護制度は、2009年春には全国で約10万件の必要的弁護事件にまで対象が拡大され、また市民が参加する裁判員裁判も同時期に開始される。これらへの対応態勢確立の取組みはきわめて重要な課題であるとともに、国選弁護報酬が弁護活動に見合うレベルに増額されるよう、取組みを強化していく。

多摩地区における公設事務所

裁判員裁判ならびに第二段階の被疑者国選弁護制度が実施される2009年4月に、東京地方裁判所八王子支部が立川に移転するのにあわせて、多摩地区における公設事務所として「第四公設事務所」（仮称・多摩パブリック法律事務所）を本年度中に立川市に開設するとともに、多摩支部新会館（立川市）のプランを具体化する。

業務・組織改革の強化と中期基本計画策定への取組み

「OA刷新プラン」を軸とした会と事務局の業務・組織改革への取組みを強化するとともに、会員数の激増

という事態を目前にして、会の財政・会館・組織・業務問題等についての中期的な基本計画策定に向けての取組みを開始する。

当会における男女共同参画の実現

日弁連の第58回定期総会（東京）で採択された「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」の趣旨を、当会においても実現していくために、関係委員会等の活動をサポートしていく。

若手会員の参加と活躍

会務を執行していくにあたっては、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の使命と、かけがえのない弁護士自治堅持の重要性に

常に思いをいたし、5000名余の会員の声にひろく耳を傾け、多数会員の意のあるところを的確に知り、会員のもつ豊かな経験と英知を積極的にくみ上げていくことが肝要である。また増加する若手会員が積極的に会務活動に参加することなしには、明日の東京弁護士会はありえない。そのためにも、若手会員が若々しい活力と新しい構想をもって、会務について積極的に発言し、弁護士会でのびのびと活躍することができる機会と場を提供していく。

* * *

本年度、私ども執行部は、以上のような方針のもとに、会務に取り組んでまいります。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◆ ◆ 審 議 ◆ ◆

第1号議案 「東京弁護士会会則」(第27条第9項)の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

新入会員の会費負担を軽減すべく、現行の特例会費を、修習終了後3年に達する年の3月までは、月額5000円（現行9500円）、同じく4年に達する年の3月までは10000円（現行14000円）、5年に達する年の3月までは15000円（現行16500円）に減額する。

第2号議案 「新会館臨時会費を徴収する件」(総会決議)の一部を改正する決議(案)の件

第3号議案 「外国特別会員より新会館臨時会費を徴収する件」(総会決議)の一部を改正する決議(案)の件

◎いずれも承認（賛成多数）

<内容>

新会館臨時会費の徴収対象者を「平成24年3月31日までに入会する弁護士会員」とし、金額を平成20年4月1日から入会する会員（61期以降に対応）について80万円とし、順次70万円、60万円、50万円（64期に対応）と毎年10万円を減額する。また、司法修習を終えて入会する会員の経済的事情に配慮し、平成19年4月1日（今年入会する60期以降に対応）から「原則として、月額5000円」に減額するとともに、分割徴収

期間を長くする。さらに、外国特別会員については、徴収対象者を「平成24年3月31日までに入会する外国特別会員」とし、金額を平成20年4月1日から入会する外国特別会員について80万円とし、順次70万円、60万円、50万円と毎年10万円を減額するが、従前どおり原則1万円の分割方法を維持する。

第4号議案 東京弁護士会会則などの表記を横書きにする決議(案)の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

会規、会則等の制定改正にかかる事務作業のため、地方自治体向けの「じょうれいくん」というデータベースシステムを導入したが、同システムの横書き表記そのままを法規集とすることが便利であることから、会則等の表記方法を横書きに変更することを特別決議として承認。

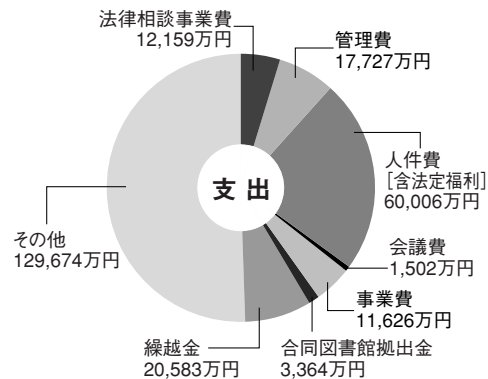
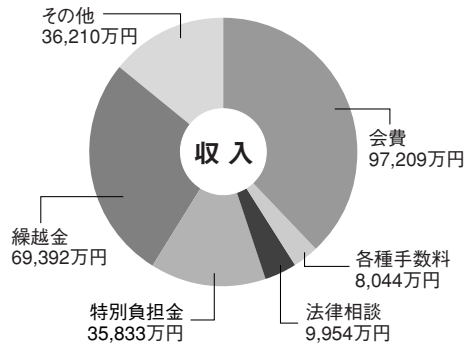
第5号議案 平成18年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認（賛成多数）

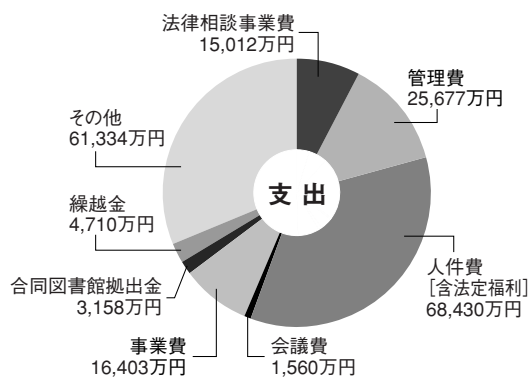
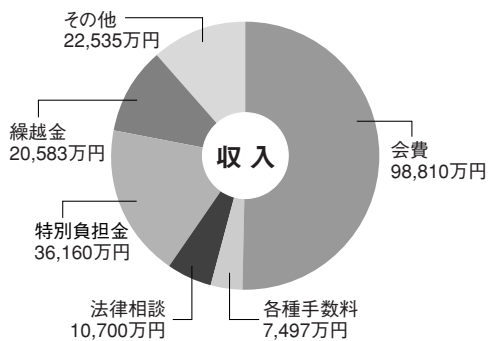
<内容>

監事からは、平成18年度が赤字決算となったのは、収入に特別積立金の取り崩しがあり、支出に一般会計

平成18年度決算 合計 256,642万円



平成19年度予算 合計 196,285万円



から特別会計への繰り入れの金額が含まれているためであり、単年度の現実の収支では、入会者数や事件受任負担金等の増加により収入が増えたこと、経費削減により支出が抑えられたため、黒字となった旨の意見が述べられた。

第6号議案 平成19年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第7号議案 平成20年度4月、5月分の一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎ いずれも承認 (賛成多数)

<内容>

予算編成の基本方針として、計画段階で具体的内容が定まっていないものは原則として削除し、事業内容が具体化して予算外支出の必要が生じた場合には、その都度検討した上で、事業関連費(昨年度の事業予備費に該当)から支出することとした。また、必要な事業には、特別事業費として事業準備等積立金を取り崩して使用することを予定しているが、今年度は、弁護士紹介センター、OA刷新プロジェクトのほか、新公益

法人会計導入事業のため、監査法人と顧問税理士に対する報酬を計上した。

第8号議案 「営利業務の届出等に関する会規」の一部改正の件

第9号議案 「外国特別会員の営利業務の届出等に関する会規」の一部改正の件

◎ いずれも承認 (全会一致)

<提案理由>

「商業登記法」の改正に整合させるべく「登記簿謄本」を「登記事項証明書」とする改正を行なった。

第10号議案 平成19・20年度資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員並びに予備委員(いずれも弁護士会議員委員及び学識経験者委員)選任に関する件

◎ 承認 (全会一致)

<内容>

資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会の各委員はいずれも本年度内に任期満了となり、次期委員の選任をするため、慣例により、常議員会に一任する。